

医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の交付が過大

2件 不当金額(支出) 577万円

1 補助金の概要

医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)(以下「運営費等補助金」)は、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について」(以下「交付要綱」)等に基づき、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱によれば、運営費等補助金の交付対象となる事業は、感染症法の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の運営事業(以下「感染症事業」)に対して都道府県が補助する事業等とされている。そして、運営費等補助金の交付額は、感染症患者を隔離して入院治療するのに必要な設備・構造を有する専用の病室に設置された病床(以下「感染症病床」)の数等を基に算定されることとなっている。

一方、令和2年4月以降、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床を確保する事業(以下「病床確保事業」)等を実施する都道府県に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」)を交付している。そして、都道府県は、病床を確保した医療機関等に対して病床確保を行っている期間に応じて、交付金を原資とした補助金を交付するなどしている。

同省の事務連絡によれば、感染症指定医療機関の感染症病床については、病床確保事業による病床確保の対象となるとされていることから、感染症病床が感染症事業と病床確保事業の二つの事業で重複して対象となる可能性がある。このため、感染症病床については、病床確保事業により病床確保を行っている期間は運営費等補助金の交付対象とはならないこととなっており、運営費等補助金の補助対象事業費は、病床確保事業の対象とした期間を差し引いた期間に基づいて算定することとなっている。

2 検査の結果

1県の2事業主体において、感染症病床について病床確保事業により病床確保を行っていて、交付金を原資とした補助金の交付を受けているにもかかわらず、病床確保事業の対象とした期間を差し引かず運営費等補助金の補助対象事業費を算定していた。この結果、運営費等補助金の補助対象事業費が計1155万円過大に算定されており、これに係る運営費等補助金計577万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助 対象事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る国庫補助 対象事業費	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘 要
奈良県	奈良県	公立大学法人奈良県立医科大学	令和 2	円 999万	円 499万	円 812万	円 406万	病床確保事業の対象とした期間を差し引かず補助対象事業費を算定していたもの
同	同	地方独立行政法人奈良県立病院機構	2	342万	171万	342万	171万	同
計		2事業主体		1342万	671万	1155万	577万	